

# スタートアップ起業支援事業補助金実施要領

## 第1 スタートアップ起業支援事業全般について

### 1 趣旨

スタートアップ起業支援事業補助金交付要綱（令和5年4月24日付け商産第30号、以下「要綱」という。）第3条第1項の業務の実施については、要綱の定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 2 定義

この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 執行団体

要綱第6条に定める補助事業者をいう。

#### (2) 起業

所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業届出もしくは会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条に規定する株式会社等の設立の登記を行い、新たに事業を開始することをいう。なお、起業をする者とは、株式会社等にあっては代表権を有する者を指す。

#### (3) 補助事業

要綱第3条第1項第1号から第3号までに係る業務をいう。

### 3 執行団体の選定

執行団体は、次の(1)から(10)までの全ての要件を満たす法人から公募により選定する。

#### (1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。

(2) 沖縄県が取り組んでいる中小企業支援策等について深く理解し、業務内容を的確に遂行するに足りる組織、人員等を有していること。

(3) 補助事業の実施期間において、業務内容を遂行する能力を有すること。

(4) 業務内容を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。

(7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(9) 労働関係法令を遵守していること。

(10) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有する

こと。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

#### 4 補助事業の実施期間

補助事業の交付決定日から交付決定日の翌年 2 月末までとする。

### 第 2 執行団体の業務について

#### 1 業務内容

- (1) 起業をする者の事業計画の審査及び採択並びに起業支援金の交付決定及び支払
  - ① 起業支援金の交付を受けようとする者に対する公募に係る業務  
起業支援金の交付を受けようとする者を県内外から公募するとともに、沖縄県と協議の上設定する公募期限までに交付申請を受け付ける。
  - ② 事業計画の審査及び採択  
申請書の受理、一次審査、選定委員会の開催（委員の選定・委嘱等を含む）を行う。
  - ③ 起業をする者に対する交付決定  
交付決定通知書の発出等を行う。
  - ④ 起業をした者の事業の開始及び実施状況の確認  
交付決定後、全ての起業をした者に対して定期的に事業の実施状況の確認を行うこと。  
手法は実地視察のみに限定せず、効率的かつ合理的な手法による確認を行うように努めること。
  - ⑤ 起業をした者に対する交付額の確定検査
  - ⑥ 起業支援金の支払（精算払い）  
起業支援金は、原則として、確定検査終了後、補助事業年度の 2 月末までに支払うこと。
  - ⑦ 交付決定事業の完了後から 5 年間の起業等をした者の事業の実施状況及び収益状況の沖縄県への報告
  - ⑧ 起業をした者の財産管理の監督
- (2) 起業をする者への広報・周知  
広報・周知の実施に当たっては、おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム加盟団体や商工会・商工会議所、市町村の起業支援部門等の起業支援を行う団体等と連携した効果的な広報・周知に努めること。

- (3) 起業をする者及び起業をした者に対する伴走支援
  - ① 起業をする者の事業計画の確認・相談（事業計画の作成代行は不可）
  - ② 起業をした者の事業計画の相談対応
  - ③ 起業をした者の実施状況の確認
  - ④ 起業をした者の経理処理状況の管理・指導
  - ⑤ 起業をした者の販路開拓等の経営支援
  - ⑥ 起業をした者のネットワークの形成支援
- (4) 起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応
- (5) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

## 2 業務実施スケジュール

交付対象経費を起業支援金交付額の算定対象とできる期間（以下「起業支援金対象期間」という。）を始めとする業務実施スケジュールは、沖縄県知事（以下「知事」という。）との協議により、当交付対象事業の趣旨を踏まえ、かつ、要綱第13条に定める補助金の額の確定業務の実施に支障のないように定めるものとする。

## 3 各種規定の作成等

執行団体は、補助事業の実施に当たって、本要領以外に各種規定が必要となる場合は、知事の承認を受け定めるものとする。なお、知事は執行団体に対して、当該規定の変更等を命ずることができる。

## 4 秘密の保持

- (1) 執行団体は、業務の処理上知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 執行団体は、個人情報の取り扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。

## 5 指導監督等

- (1) 知事は、補助事業の実施に関し、執行団体に対して指導監督を行う。
- (2) 執行団体は、起業支援金の交付決定に当たって、必要に応じて知事と協議を行う。
- (3) 知事は、執行団体に対し、起業支援金の交付決定に当たり、必要に応じて指導及び助言を行うことができる。
- (4) 執行団体は、補助事業の実施に疑義が生じたとき、または、補助事業の実施に支障が生じたときは、知事に対して遅滞なく報告及び相談を行う。
- (5) 知事は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行う。
- (6) 執行団体は、補助事業の実施体制の大幅な変更等、補助事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、知事に対し速やかに報告、協議する。
- (7) 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、執行団体若しくは交付対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 6 事業実施に関して執行団体が第三者に与えた損害等に係る費用の取扱い  
執行団体が補助事業の実施に関して第三者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、知事と協議する。

### 第3 起業支援金交付業務について

#### 1 起業支援金の交付に関する要件

##### (1) 起業をする者に関する要件

- ① 交付決定日以降、起業支援金対象期間の完了日（以下、「完了日」という。）までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等（以下、「法人等」という。）の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ② 沖縄県内に居住又は、完了日までに沖縄県内に居住する予定であること。
- ③ 法人等の登記又は個人事業の開業の届出を沖縄県内で行う者であること。
- ④ 起業をする者又は法人等の役員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

##### (2) 起業に関する要件

- ① 沖縄県が地域再生計画に定める社会的事業の分野（※）において、デジタル技術を活用した起業であること。また、以下に定めるアからウの全ての要件を満たす起業であること。
  - ア 起業をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）。
  - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であると見込まれること（事業性）。
  - ウ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。
- ② 沖縄県内で起業すること。
- ③ 交付決定日以降、完了日までに起業をすること。
- ④ 公序良俗に反する起業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

（※） 沖縄県が地域再生計画において地域の課題としている社会的事業の分野

- |               |   |
|---------------|---|
| ・ 地域活性化関連     | ・ 環境・エネルギー関連                              |
| ・ 観光、まちづくりの推進 | ・ 健康、医療関連                                 |
| ・ 生活の利便性向上関連  | ・ 社会福祉関連                                  |
| ・ 教育関連        | ・ Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野による地域課題の解決等 |
| ・ 子育て支援       |   |

##### (3) その他の要件

起業支援金対象期間中に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）、都道府県又は

市町村の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていないこと。

(4) 起業支援金の対象経費

起業支援金の対象となる起業をする者が起業に要する経費は以下のとおりとする。

　　人件費（※）、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費 等

（※）人件費は、代表者や役員等の人事費は対象とせず、起業支援金の交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う賃金に限る。

(5) 起業支援金の上限金額

起業支援金の上限金額は 200 万円とし、対象経費に対して、2 分の 1 以内を補助する。

## 2 起業支援金の交付に関する手続き

執行団体は、起業支援金交付業務を実施するに当たり、要綱及び本要領の趣旨を踏まえ、起業支援金交付業務の内容及び次に掲げる事項を定めた交付規定を作成し、当該交付規定に基づき起業支援金を交付するものとする。ただし、交付規定の作成及び変更に当たっては、知事の承認を受けなければならない。

(1) 起業支援金の交付申請

- ① 起業支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、起業支援金交付申請書及び添付書類（以下「申請書」という。）を執行団体に提出しなければならない。
- ② 申請者は、起業支援金の交付を申請するに当たって、当該起業支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(2) 起業支援金の交付決定

- ① 執行団体は、申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、起業支援金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。
- ② 執行団体は、交付決定の通知に際して必要な条件を付すことができる。
- ③ 執行団体は、申請時において起業支援金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、当該消費税等仕入控除税額について、起業支援金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(3) 起業支援金の計画変更等の承認

- ① 起業支援金の交付決定を受けた者（以下「交付対象事業者」という。）は、交付対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ア 起業支援金の交付決定額の総額の2割以内の配分額の変更
- イ 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付対象事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
- ウ 交付目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

② 交付対象事業者は、交付対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 事故の報告

① 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書を執行団体に提出し、その指示を受けなければならない。

(5) 申請の取下げ

① 交付対象事業者は、起業支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、起業支援金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ書を執行団体に提出しなければならない。

(6) 交付対象事業の公表

① 執行団体は、交付対象事業について、事業主体名、事業名、事業概要等を公表するものとする。

(7) 交付対象事業の遂行

① 交付対象事業者は、起業支援金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて交付対象事業を行わなければならない。

(8) 交付対象事業の遂行状況の報告

① 交付対象事業者は、執行団体が別に定めるところにより、交付対象事業等の遂行状況に関し、執行団体に報告しなければならない。

(9) 交付対象事業の遂行命令等

① 執行団体は、交付対象事業者が提出する報告等により、その者の交付対象事業が起業支援金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

② 執行団体は、交付対象事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(10) 交付対象事業の実績報告

① 交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき若しくは交付対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに実績報告書及び添付書類を執行団体に提出しなければならない。

② 交付対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(11) 起業支援金の額の確定

① 執行団体は、交付対象事業の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び

必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が起業支援金の交付の決定の内容（起業支援金の計画変更の承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

- ② 執行団体は、交付対象事業者に交付すべき起業支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える起業支援金が交付されているときは、その超える部分の起業支援金の返還を命ずる。
- ③ 起業支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(12) 起業支援金の交付決定の取消し等

- ① 執行団体は、交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
  - ア 交付対象事業者が、本要領又は交付規定に基づく執行団体の処分若しくは指示に違反した場合
  - イ 交付対象事業者が、起業支援金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - ウ 交付対象事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
  - エ 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ② 執行団体は、交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する起業支援金が交付されているときは、期限を付して当該起業支援金の全部又は一部の返還を命ずる。
- ③ 執行団体は、起業支援金の返還を命ずる場合には、(12)の①のエの場合を除き、その命令に係る起業支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- ④ 起業支援金の返還期限及び加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(13) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- ① 交付対象事業者は、起業支援金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により起業支援金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに執行団体に報告しなければならない。
- ② 執行団体は、(13)の①の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- ③ (13)の②の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(14) 起業支援金の支払

① 起業支援金は、交付すべき起業支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

② 交付対象事業者は、起業支援金の概算払又は精算払を受けようとするときは、概算払請求書又は精算払請求書を執行団体に提出しなければならない。

(15) 産業財産権に関する届出

① 交付対象事業者は、交付対象事業に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書を執行団体に提出しなければならない。

(16) 財産の管理等

① 交付対象事業者は、交付対象経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、起業支援金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

② 交付対象事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

③ 交付対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(17) 財産の処分の制限

① 交付対象事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、交付対象事業の完了後においても執行団体の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

② 交付対象事業者は、(17)の①の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書を執行団体に提出しなければならない。

(18) 成果の報告

① 交付対象事業者は、交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間、当該交付対象事業に係る過去1年間の事業実施状況などについて、事業実施状況等報告書により執行団体に報告しなければならない。

② 執行団体は、交付対象事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、交付対象事業者に報告させることができるものとする。

(19) 起業支援金の経理

① 交付対象事業者は、交付対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

② 交付対象事業者は、交付対象事業に係る帳簿及び証拠書類を交付対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から5年間、執行団体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

## (20) 立入検査等

- ① 執行団体は、起業支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

## 3 起業支援金の公募から採択までの手続

### (1) 申請方法・提出書類

申請者は、起業支援金交付申請書及び次に定める添付書類（以下「起業支援金交付申請書等」という。）を執行団体に提出することとする。

- ① 事業計画書（沖縄県が地域再生計画に定める社会的事業の分野に該当しているか確認でき、かつ、「社会性」、「必要性」、「事業性」、「デジタル技術の活用」が確認できることが必要。）

- ② 住民票（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
- ③ （起業をする者が既に別の法人等の役員に就任している場合）当該法人等の履歴事項全部証明書（申請日以前3か月以内に発行されたもの）
- ④ （申請時点で沖縄県に居住していない場合）本事業の完了日までに沖縄県に居住する意思が確認できる書類
- ⑤ 反社会的勢力ではないことの誓約

起業支援金の申請時に反社会的勢力との関係が無いことを誓約する。申請後から採択までの期間において、起業をする者又は設立される企業等の役員等が反社会勢力であることが判明した場合、採択を行わない。また、採択後又は交付決定後に反社会的勢力であることが判明した場合にも、採択又は交付決定の取消を行う。

### (2) 採択基準

交付対象事業は、産業支援機関、金融機関、起業経験者等の有識者（3名以上）から構成される選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、次に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。なお、選定審査会の委員には1名以上、実際に起業・事業経営を行った経験を有する者を含むこととし、知事の承認を得て決定するものとする。

- ① 地域が抱える課題の解決に資すること（社会性）。
- ② 県内において量的な必要性があること（必要性）。
- ③ 事業の新規性、継続性及び成長性があること（事業性）。
- ④ デジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。

### (3) 審査の方法

執行団体は、起業支援金交付申請書等について、形式的な確認と必要に応じてヒアリング等を実施した上で、原則として執行団体による一次審査を行う。一次審査の後、選定審査会で二次審査を行い、交付対象事業者を決定するものとする。

## 4 採択件数

採択件数は、毎年度、予算の範囲内で知事が定める。

## 5 交付方法及び交付時期

起業をする者は、執行団体から起業支援金の交付決定を受けた交付対象事業について、開業又は法人等の設立後、完了日までに執行団体に実績報告書を提出する。

執行団体は、実績報告書の内容の確認及び証憑書類の検査を行い、起業をした者に対する起業支援金の交付額を確定し、原則として精算払いを行う。

### 附 則

この要領は、令和5年4月24日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 執行団体は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業に係る業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 執行団体は、この補助事業に係る業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3 執行団体は、この補助事業に係る業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (管理及び実施体制)

第4 執行団体は、個人情報取扱責任者（この補助事業に係る業務による個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督・点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 執行団体は、業務従事者（この補助事業により個人情報を取り扱う業務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された業務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 執行団体は、交付決定後速やかに、個人情報取扱責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により知事に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

### (作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 執行団体は、この補助事業により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により知事に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 執行団体は、知事の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してもならない。

### (収集の制限)

第6 執行団体は、この補助事業に係る業務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第7 執行団体は、知事の指示がある場合を除き、この補助事業に係る業務に関して知り得た個人情報を補助事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第8 執行団体は、この補助事業に係る業務を行うために知事から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、知事の承諾があるときはこの限りでない。

### (事務従事者への周知等)

第9 執行団体は、この補助事業に係る業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

### (派遣労働者)

第 10 執行団体は、この補助事業に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 執行団体は、派遣労働者にこの補助事業に基づく一切の義務を遵守させるとともに、執行団体と派遣元との契約内容にかかわらず、知事に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 執行団体は、知事の書面による承諾があるときを除き、この補助事業に係る個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）については自ら行うものとし、第三者（執行団体の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 執行団体は、個人情報取扱業務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を知事に提出して知事の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）
- 3 執行団体は、知事の書面による承諾により、再委託する場合は、知事が執行団体に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 執行団体は、再委託先の当該再委託に係る業務に関する行為及びその結果について、執行団体と再委託先との契約の内容にかかわらず、知事に対して責任を負うものとする。
- 5 執行団体は、個人情報取扱業務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、知事の求めに応じて、その状況等を知事に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 執行団体は、この補助事業に係る業務を行うために、知事から提供を受け、又は執行団体自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この補助事業の完了時に、知事の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 知事の承諾を得て再委託をした場合には、執行団体は知事の指示により、この補助事業の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 執行団体は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 執行団体は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないよう確実に消去しなければならない。

5 執行団体は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を知事に提出しなければならない。

6 執行団体は、廃棄又は消去に際し、知事から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 知事は、執行団体がこの補助事業に係る業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及びこの補助事業の履行状況について、隨時実地に検査することができ

る。

- 2 知事は、執行団体がこの補助事業に係る業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第 14 執行団体は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、知事に報告し、知事の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 執行団体は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、知事に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

- 第 15 知事は、必要に応じ、執行団体に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

- 第 16 知事は、執行団体がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この補助事業に係る交付決定の全部又は一部を取消すことができるものとする。

- 2 執行団体は、前項の規定に基づく交付決定の取消しにより損害を被った場合においても、知事にその損害の賠償を求めるることはできない。

(損害賠償)

- 第 17 執行団体は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより知事が損害を被った場合には、知事にその損害を賠償しなければならない。